

平成29年04月1日より適用開始

車両制限令違反者に対する 大口・多頻度割引※停止措置等の見直しについて

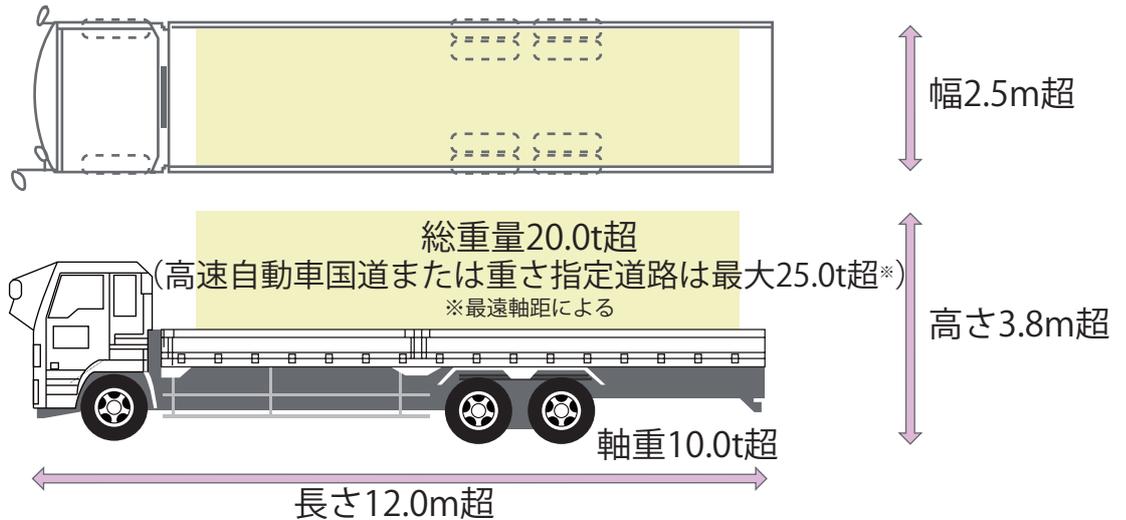
※ETCコーポレートカードの割引制度

通行許可がない場合や通行許可の範囲を超える場合は高速道路の走行はできません!

違反点数の対象車両（高速道路上での一般的制限値を超え、通行許可のない車両）

制限値を超える場合には通行許可が必要となります。

○単車の場合



○セミトレーラー・フルトレーラーの場合・・・特例5車種の場合は制限値の緩和あり

※通行許可を受けている場合でも許可値を超える場合には許可が受けてないとみなされ通行許可が無効となります

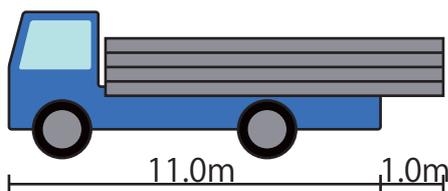
《※特例5車種の制限値》

		一般的制限値 (この値を超える場合許可申請が必要)
寸法	幅	2.5m
	長さ	12.0m
	高さ	3.8m (高さ指定道路は 4.1m)
重量	総重量	総重量20.0t (高速自動車国道または重さ指定道路は最大25.0t)
	軸重	10.0 t

高速自動車国道			
総重量	最遠軸距		総重量の制限値
	8m以上 9m未満	9m以上 10m未満	
9m以上 10m未満	10m以上 11m未満	26t	
10m以上 11m未満	11m以上 12m未満	27t	
11m以上 12m未満	12m以上 13m未満	29t	
12m以上 13m未満	13m以上 14m未満	30t	
13m以上 14m未満	14m以上 15m未満	32t	
14m以上 15m未満	15m以上 15.5m未満	33t	
15m以上 15.5m未満	15.5m以上	35t	
長さ	連結車	長さの制限値	
	セミトレーラー-連結車	16.5m	
	フルトレーラー-連結車	18.0m	

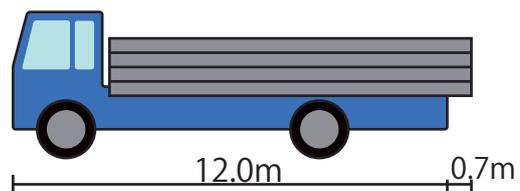
◎特例を除き※上記制限値を超える場合には通行許可がないと違反となります。

違反点数の対象外 (一般的制限値内の為)



積載物込みの全長 12.0m ≤ 12.0m [OK]

12mを超えているため、通行許可を受けていない場合、違反点数の対象



積載物込みの全長 12.7m > 12.0m [許可必要]

※今回の見直しに関しまして、該当する車両をお持ちでない方や高速道路での車両制限令違反をされない方には特にお気を付け戴く事はございませんが、大口・多頻度割引の罰則制度が見直しになる事をご承知おきください

○高速道路での車両制限令違反への処分が変わります

指導警告でも違反点数が加算されます。

■現行

違反種別	点数
指導警告	-
措置命令A	3点～15点
措置命令B又はC	5点～15点
即時告発相当	15点～30点



■平成29年4月1日から

違反種別	点数
指導警告	3点
措置命令A	5点
措置命令B又はC	15点
即時告発相当	30点

変更点

軽度な違反
今までは 点数なし
↓
3点
すべての違反で 点数加算に！

違反点数の累積期間が、**3ヵ月間**から**2年間**が変わります。
また、措置内容が変わり**警告期間なしで割引停止**になります。

3ヶ月毎の違反点数で判定

■現行…講習会での警告を経て割引停止へ

年	平成29年												平成30年								
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9			
車両制限令違反	① 30点以上			→ 講習会			③ 30点以下			警告期間に30点を 超えていないため 割引停止なし											
講習会	② 30点以上			→ 講習会			④ 30点以下			警告期間に30点を 超えていないため 割引停止なし											

- ① 3ヵ月の間に30点以上の車両制限令違反をしたので、講習会の参加義務
- ② ①に対する警告期間ではないため、30点超の違反だが割引停止の対象とはならない。
- ③ ①の対象期間ではあるが3ヵ月で30点以上違反が無い場合、割引停止にはならない

変更点

違反点数 累積期間
今までは 3ヵ月間
↓
2年間
累積期間が 大幅延長に！

2年間の累積点数で判定

■2017年4月から…累積点数にて割引停止へ

年	平成29年												平成30年					平成31年		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	1	2	3			
車両制限令違反	① 30点		② 30点		講習会のお知らせの前に60点に 達し割引停止措置の可能性あり															
累積点数	累積30点		累積60点		講習会		割引停止		突然の割引停止を避ける ため、違反点数を把握する 必要があります！											
← 累積判定期間 2年間 →																				
判定期間は1年毎に開始されます																				
← 次の累積判定期間 2年間 →																				

- ① 累積30点の車両制限令違反をしたので、講習会の参加義務
 - ② 累積60点の車両制限令違反をしたので、割引停止措置(組合に警告)
- ※累積60点になる前にコーポレートカードのご返却をお願いします。

変更点

割引停止措置
今までは 判定期間を 経て割引停止
↓
累積点数60点 で割引停止
違反の頻度によつては突然 割引停止に！

確認事項
現在の累積 違反点数の 把握が必須

今まで割引停止に至らなかった違反でも、累積期間が2年間になった場合、割引停止処分となります。

月に3点の違反 × 24ヵ月(累積対象期間) = 72点(累積60点の時点で割引停止)

Q 車両制限令違反となってしまう場合には、ETC コーポレートを使わなければ大丈夫ですか。

要注意 現金やクレジット会社発行の ETCカードを利用した場合でも、ETCコーポレートカードに対する違反点数の対象となります。（支払方法に関係なく法人単位で累積点数が計算されます）

Q 組合を辞めて、別の組合に再加入した場合、違反点数はどうなりますか。

違反点数は、法人単位で2年間累積しますので、組合に加入していない場合、他組合に再加入した場合でも違反点数は引き継がれます。

Q 違反点数が累積した場合どうなりますか。

事業者の累積違反点数が60点に達しますと割引停止処分となります。その際、NEXCOより組合に対して『警告』が出されます。組合が『警告』を2年間に3回受けると組合全体の割引停止となります。

そのため大変不本意ではございますが、60点に達しなくても一定の累積点数になった時点で、ETC コーポレートカードのご返却をお願いすることになります。

Q 違反点数はどのくらいで消えますか。

違反点数の累積期間は2年間となり、違反した点数は最長2年で消えます。以降は、1年度ずつずらし2年間設定されます

- 当初の累積期間は平成29年4月1日から平成31年3月31日まで
- 次期2年間は平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

Q 急な仕事があり通行許可申請が間に合わないのですが。

現在の制度では許可申請に時間が掛かってしまうことは存じております。しかしながらNEXCOなど高速道路会社では許可のない走行は違反となってしまいます。ご事情は拝察いたしますが、高速道路の走行はできません。

■ 特車ゴールドについて

高速自動車国道は基本的に大型誘導区間となっております。特車ゴールドを利用すると渋滞時に経路途中のインターでの乗り降り等、経路の選択が可能となります*。

*許可申請の際、可能かどうかご自身でご確認戴きますようお願いいたします。

○もし高速道路で車両制限令違反をしてしまったら

■『指導警告書』・『措置命令書』は組合宛にFAXください

今回の車両制限令違反者に対する大口・多頻度割引停止措置等の見直しにより、しっかりと把握していませんと、累積点数が60点を超え、**突然の割引停止**となってしまう可能性がございます。これを回避するため組合での累積点数の管理させて戴きます。

お手数ではございますが、「**指導警告書**」・「**措置命令書**」が違反現場にて発行された場合には**必ず組合までご提出**を戴きますようお願い申し上げます。

組合員様のご理解・ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

※組合宛に指導警告書・措置命令書のご提出を戴きましたら、組合で内容を確認し下記の今回の違反点数・累積点数表を作成しお送り致します。累積点数を把握し割引停止措置にならないようご活用ください。

車両制限令違反 今回の違反点数 および 違反累積点数表

■今回の違反点数

車両番号 _____
 違反場所 〇〇100か1234
 点 数 5 点

	実測値 (ア)	実測値 (イ)	超過値 (アーイ)	違反点数
総重量	kg	kg	kg	点
	(連結車の場合 □2軸牽引車 □3軸牽引車)			
軸重	kg	kg	kg	点
幅	m	m	m	点
長さ	24.0 m	12.0 m	12.0 m	5 点
高さ	m	m	m	点

(参考) 提示された許可証の値

kg
kg
m
m

■違反累積点数表 (指導警告書・措置命令書)

累積点数30点…講習会
累積点数60点…割引停止

日時	違反場所	車両番号	違反点数	違反点数 2017年1月 ~2017年3月	累積点数 2017年4月 ~2019年3月
H29/01/27 10:25	常磐自動車道 三郷インター	〇〇100か1234	5 点	5 点	—
※平成29年3月31日までは3か月毎の累積点数で計算					
					5 点

※上記に記載のない指導警告書・措置命令書がございましたら至急組合までFAXをお送りください。

『指導警告書』・
『措置命令書』を
組合宛にご提出

組合にて違反内容
に応じて、点数を
計算します。

違反累積点数を
組合にて集計・
管理します。

累積点数の把握が
可能となります！

「指導警告書」・「措置命令書」は

○車両制限令違反をすると違反現場にて各道路会社より運転手様に発行されます。

⇒運転手様に**捨てずに必ず会社に提出**するようにご周知戴きますようお願いいたします

※ご不明な点などございましたら、事務局までお問い合わせください。詳しくご説明を致します。

ケイ・シー・エム協同組合 事務局

TEL : 03-5909-5311 FAX : 03-5909-5312 E-mail : info@kcm.or.jp